



長崎県公報

目 次

◎ 選挙管理委員会告示

- ・ 繰上投票区及び投票期日
- ・ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙の様式及び規格
- ・ 選挙長及び同職務代理者の選任
- ・ 選挙分会長及び同職務代理者の選任
- ・ 審査分会長及び同職務代理者の選任
- ・ 選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時
- ・ 政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時
- ・ 衆議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等の名称及び略称の掲示等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時
- ・ 選挙会を行う場所及び日時
- ・ 選挙分会を行う場所及び日時
- ・ 審査分会を行う場所及び日時
- ・ 選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額

所管課（室）名

選挙管理委員会書記室

〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第30号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、繰上投票を行わせる投票区及びその投票期日を次のとおり定めた。

令和6年10月15日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

市 町 名	繰 上 投 票 区 名	投 票 期 日
五 島 市	福江第22投票区（久賀島地区） 奈留第1投票区（浦地区） 奈留第2投票区（泊・前島・汐池・東風泊地区） 奈留第3投票区（船廻・矢神・南越地区） 奈留第4投票区（白這地区） 奈留第5投票区（夏井・大串地区）	令和6年10月26日
西 海 市	第28投票区（江島地区） 第29投票区（平島地区） 第32投票区（釜浦地区（松島）ほか） 第33投票区（外平地区（松島））	
小 値 賀 町	第5投票区（大島地区）	

長崎県選挙管理委員会告示第31号

令和 6 年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において使用する投票用紙の様式及び規格を次のとおり定めた。

令和 6 年10月15日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

1 衆議院小選挙区選出議員選挙投票用紙

第五十回 衆議院小選挙区選出議員選挙投票	
候補者氏名	○ 注意
	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
	二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
長崎県選挙管理委員会之印	

8.0cm

12.8cm

- 備考 1 投票用紙の色はあさぎ色とし、文字は黒色刷りとする。
- 2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

2 衆議院小選挙区選出議員選挙点字投票用紙

(表)

(裏)

候補者氏名 こうほしゃしめい	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 こうほしゃしめい 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 こうほしゃしめい	第五十回 衆議院小選挙区選出議員選挙投票 ○ 注意 ちゅうい	長崎県選挙管理委員会之印
-------------------	---	---	--------------

点字投票
てんじとうひょう

8.0cm

12.8cm

- 備考
- 1 投票用紙の色はあさぎ色とし、文字は赤色刷りとする。
 - 2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
 - 3 右中央部に「せんきよく」と点字により表示するものとする。

3 衆議院比例代表選出議員選挙投票用紙

第五十回
衆議院比例代表選出議員選挙投票

○ 注意
政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

政党その他の政治団体の名称又は略称

長崎県選挙管理委員会之印

8.0cm

12.8cm

- 備考 1 投票用紙の色はピンク色とし、文字は黒色刷りとする。
- 2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

4 衆議院比例代表選出議員選挙点字投票用紙

(表)

(裏)

第五十回
衆議院比例代表選出議員選挙投票

せいたう せいじ だんたい せいじ だんたい
政党 その他 政治団体の名称
また りやくしょう
又は略称

○ 注 意
政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

てん じ とう ひよう
点 字 投 票

長崎県選挙管理委員会之印

8.0cm

12.8cm

- 備考 1 投票用紙の色はピンク色とし、文字は赤色刷りとする。
- 2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
- 3 右中央部に「ひれい」と点字により表示するものとする。

5 最高裁判所裁判官国民審査投票用紙

							× を 書 く 欄	第二十六回 最高裁判所裁判官 国民審査投票 長崎県選挙管理委員会之印 注意 一 やめさせた方がよいと思う裁判官について、その氏名の上の欄に×を書くこと。 二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。
中 村 慎	石 兼 公 博	平 木 正 洋	今 崎 幸 彦	宮 川 美 津 子	尾 島 明	裁 判 官 の 氏 名		

12.8cm

8.0cm

- 備考 1 投票用紙の色はうぐいす色とし、文字は黒色刷りとする。
- 2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。

6 最高裁判所裁判官国民審査点字投票用紙

(表)

点 字 投 票	
第二十六回	最高裁判所裁判官 国民審査投票
注意	長崎県選挙管理委員会印
一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。	
二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。	

(裏)

12.8cm

8.0cm

- 備考
- 1 投票用紙の色はうぐいす色とし、文字は赤色刷りとする。
 - 2 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
 - 3 右中央部に「しんさ」と点字により表示するものとする。

長崎県選挙管理委員会告示第32号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和6年10月15日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

	選 挙 長		選挙長職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
長崎県 第一区	楠 本 雅 一	長崎市	中 村 勇 大	諫早市
長崎県 第二区	小 橋 和 則	長崎市	池 田 耕 治	長崎市
長崎県 第三区	平 尾 隆 弘	長崎市	松 岡 勇 樹	長崎市

長崎県選挙管理委員会告示第33号

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における長崎県選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和6年10月15日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

選 挙 分 会 長		選挙分会長職務代理者	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
楠 本 雅 一	長崎市	中 村 勇 大	諫早市

長崎県選挙管理委員会告示第34号

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査における長崎県審査分会長及び審査分会長の職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和6年10月15日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

審 査 分 会 長		審査分会長職務代理者	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
小 橋 和 則	長崎市	池 田 耕 治	長崎市

長崎県選挙管理委員会告示第35号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙において発行する選挙公報について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第6項の規定により、候補者の掲載文又は名簿届出政党等の掲載文の写しを選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和6年10月15日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室

- 2 日 時 衆議院小選挙区選出議員選挙
令和6年10月15日 午後6時
衆議院比例代表選出議員選挙
令和6年10月15日 午後7時30分

長崎県選挙管理委員会告示第36号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送について、各候補者届出政党の放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和6年10月15日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
2 日 時 令和6年10月15日 午後5時30分

長崎県選挙管理委員会告示第37号

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、投票所内の投票を記載する場所等に掲示する衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに投票所内のその他の適当な箇所に掲示する衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、これらの掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和6年10月15日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
2 日 時 令和6年10月15日 午後6時30分

長崎県選挙管理委員会告示第38号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和6年10月15日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

長崎県第一区

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県庁行政棟320会議室
2 日 時 令和6年10月30日 午前9時30分

長崎県第二区

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県庁行政棟320会議室
2 日 時 令和6年10月30日 午前9時30分

長崎県第三区

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県庁行政棟320会議室
2 日 時 令和6年10月30日 午前10時

長崎県選挙管理委員会告示第39号

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における長崎県選挙分会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和 6 年10月15日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

- 1 場 所 長崎市尾上町 3 番 1 号
長崎県庁行政棟320会議室
- 2 日 時 令和 6 年10月30日 午前10時

長崎県選挙管理委員会告示第40号

令和 6 年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査における長崎県審査分会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和 6 年10月15日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

- 1 場 所 長崎市尾上町 3 番 1 号
長崎県庁行政棟320会議室
- 2 日 時 令和 6 年10月30日 午前10時

長崎県選挙管理委員会告示第41号

令和 6 年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の最高額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2の規定により次のとおり定めた。

令和 6 年10月15日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

- 1 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ウ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - エ 宿泊料（食事料 2 食分を含む。） 1 夜につき12,000円
 - オ 弁当料 1 食につき1,000円、1 日につき3,000円
 - カ 茶菓料 1 日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 基本日額 10,000円
 - イ 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割
- 3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃、船賃及び車賃 1 のア、イ及びウに掲げる額
 - イ 宿泊料（食事料を除く。） 1 夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 1 日につき10,000円
 - イ 専ら公職選挙法第141条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（公職選挙法第197条の 2 第 2 項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者 1 日につき15,000円

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二二一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト